

第3回

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会

資料

平成26年10月3日

三重県

地下水の採取・利用に関する法規制について

法 律	内 容
工業用水法	<ul style="list-style-type: none">・ 政令で定める地域（「指定地域」）内の井戸により地下水を採取してこれを鉱業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、都道府県知事の許可を得なければならない。・ 地下水を採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域を指定している。（三重県を含む10都府県で指定されており、本県では四日市市の一部が指定されている）
三重県生活環境の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生したことから、三重県北勢地域（四日市市、桑名市、木曾岬町、朝日町及び川越町の一部）における地下水の採取による地盤沈下を防止することを目的として、「三重県生活環境の保全に関する条例」により揚水設備の設置の許可等について規制を行っている。

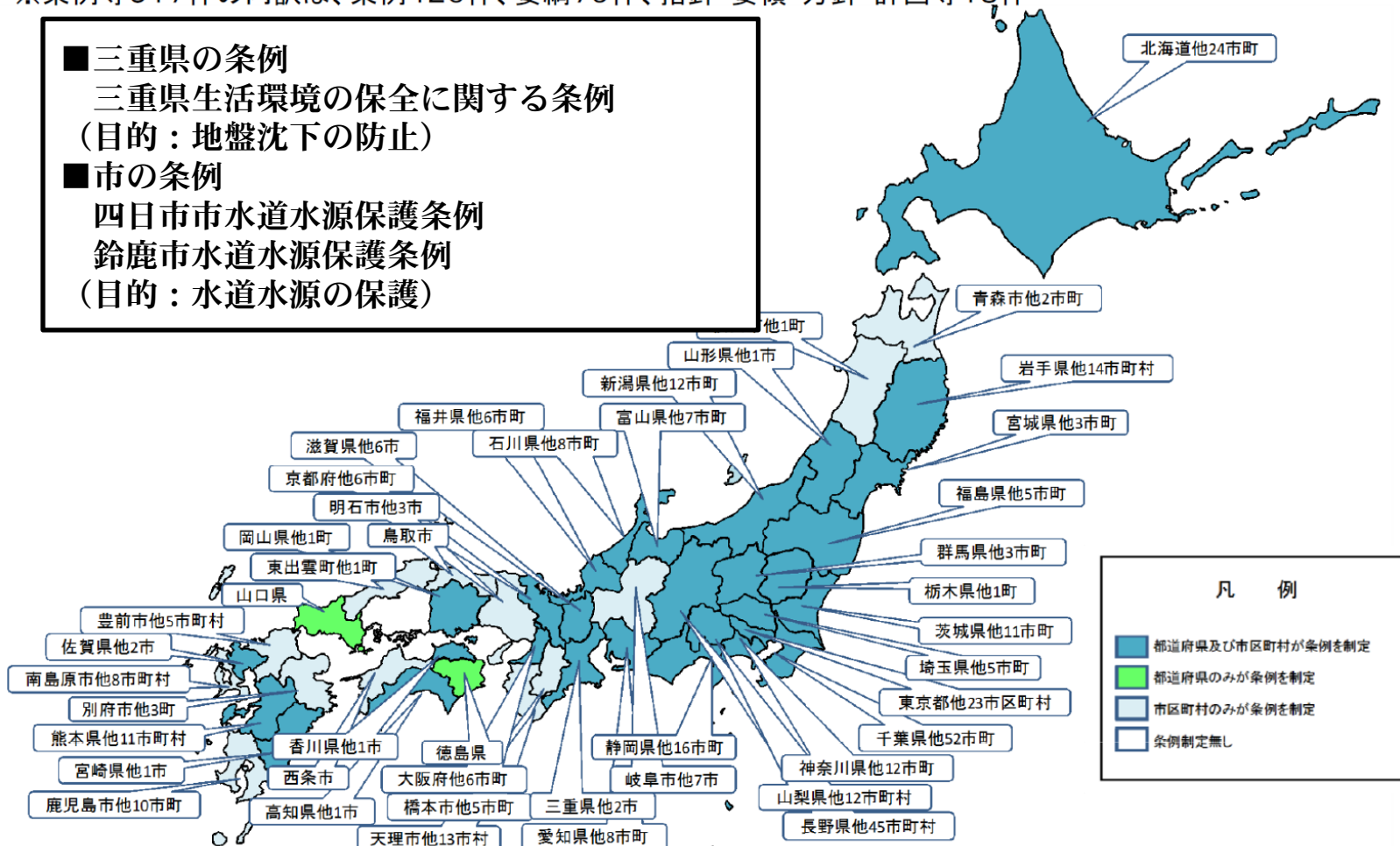
地下水の採取・利用に関する法規制について

地下採取規制・保全等に関する条例等の制定状況

○32都道府県、385市区町村において、517件の条例・要綱等※が制定されている。
(平成23年3月時点、国土交通省水資源部調べ)

※条例等517件の内訳は、条例420件、要綱79件、指針・要領・方針・計画等18件

- 三重県の条例
三重県生活環境の保全に関する条例
(目的：地盤沈下の防止)
- 市の条例
四日市市水道水源保護条例
鈴鹿市水道水源保護条例
(目的：水道水源の保護)



河川法の適用を受ける伏流水の水利権の考え方について

■伏流水とは

河川の流水には、地上を流れる表流水と地下を流れる伏流水があり、伏流水とは、河川の流水が河床の透水性の高い砂礫層等に浸透し、水脈を保っている極めて浅い地下水のこと。厳密には、扇状地などで河川から離れ、広がって賦存する地下水はこれに含まれない。

■伏流水の考え方について

伏流水は直接目に見えず、また、その流れが複雑であることから、通常の地下水との区別がつきにくいいため、伏流水か地下水かの判断は難しいが、一般に河川の地下及び河岸の地下から水を取る場合には、明らかに伏流水でないと認められる水以外は河川の流水として、「河川法」の許可の対象となる。

■河川の種類と管理者について

河川の流水を使用するには、河川法第 23 条において、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

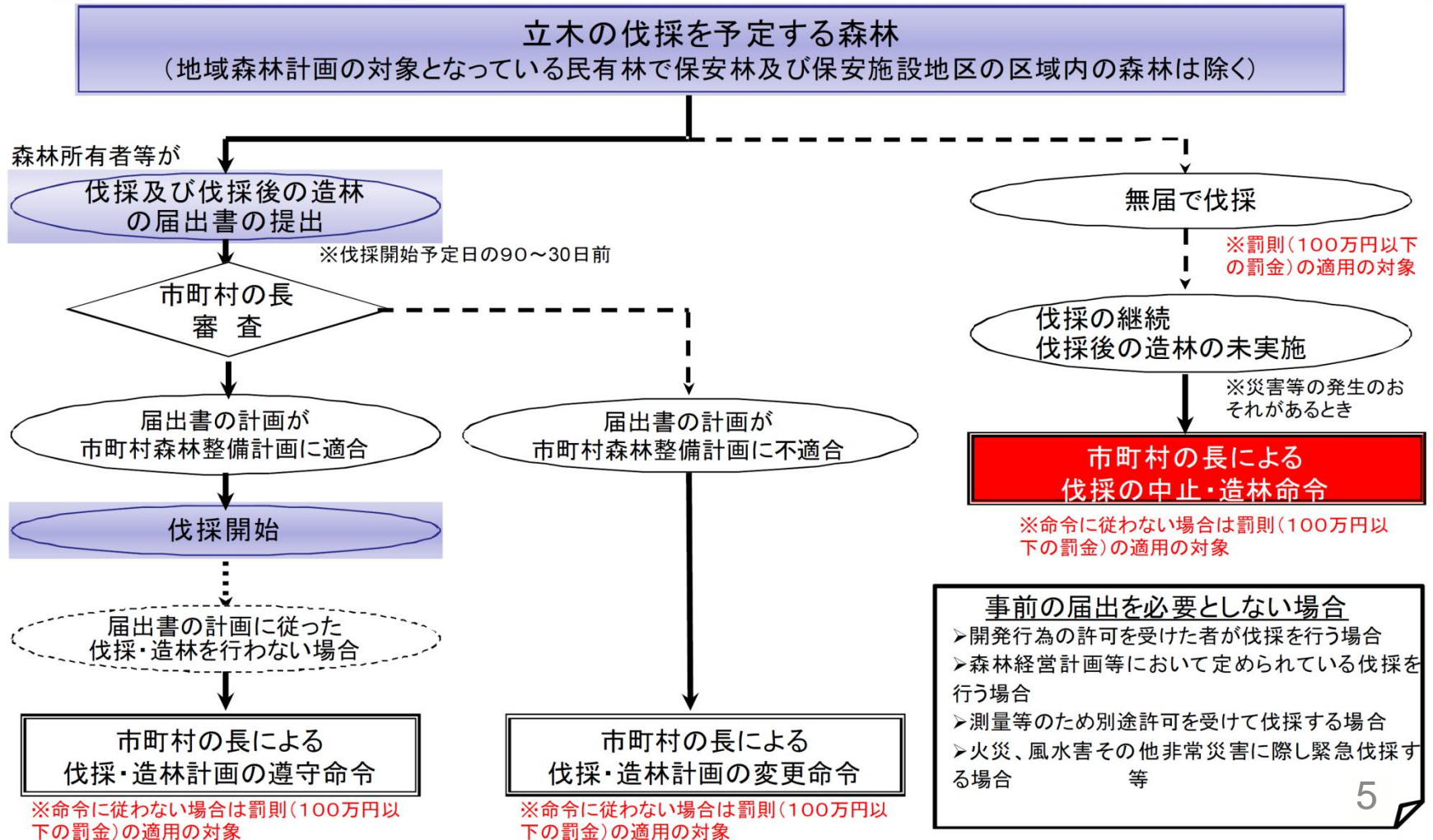
河川管理者は、河川の種類によって下記のとおりとなっている。

- 一級河川 国または県
- 二級河川 県
- 準用河川 市町
- 普通河川 河川法の適用外（管理は市町）

小規模林地開発について

■ 森林法改正後の伐採及び伐採後の造林の届出制度の拡充（平成24年4月から）

- 立木の伐採及び伐採後の造林の届出制度について、無届伐採者に対する伐採の中止・造林に関する措置命令を新設するとともに、命令に従わない場合の罰則を強化し、適切な伐採及び伐採後の造林を確保



小規模林地開発について

■小規模林地開発の事前届出の必要性について

平成24年4月1日の森林法改正施行の際に、無届伐採等に対する命令等の措置が整備され、罰則も強化されたところ。



1ヘクタール以下の小規模林地開発については、森林法第10条の8の伐採及び伐採後の造林の届出制度(事前届出)が適用される。
この場合、当該伐採の計画を記載するとともに、当該伐採跡地が森林以外の用途に供される場合の用途を記載し、伐採を開始する90日から30日前までに、伐採地の市町村の長に提出しなければならないこととなっている。



届出の内容について、届出を受理した市町において確認のうえ、必要に応じて指導、勧告等を行う。



森林法の伐採届により、小規模林地開発についても、森林所有者は事前に市町へ届出を行うため、新たに県の条例に規制を盛り込んだ場合、同じ行為に対して県と市町の2カ所に届出を出す必要が生じ、過度な負担となる恐れ。